

## 会 議 録

### 1 会議名

令和元年度 第12回高田区地域協議会

### 2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 令和2年度地域活動支援事業 募集要項及び審査・採択のルールについて（公開）
- (2) 令和元年度地域活動支援事業 実績報告の検証について（公開）
- (3) 令和2年度以降における地域協議会だよりの配布方法について（公開）

### 3 開催日時

令和2年2月17日（月） 午後6時27分から午後7時10分まで

### 4 開催場所

高田公園オーレンプラザ 会議室

### 5 傍聴人の数

0人

### 6 非公開の理由

—

### 7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・委員：西山要耕（会長）、高野恒男（副会長）、吉田昌和（副会長）、  
飯塚よし子、浦壁澄子、大滝利彦、小川善司、北川 拓、小竹 潤、  
佐藤三郎、澁市 徹、杉本敏宏、松矢孝一、宮崎 陽、山中洋子、  
山本信義、吉田隆雄
- ・事務局：南部まちづくりセンター 堀川センター長、佐藤係長、小林主任

### 8 発言の内容

#### 【佐藤係長】

- ・小林委員、高橋委員を除く17人の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・同条例第8条1項の規定により、議長は会長が務めることを報告

#### 【西山会長】

- ・会議の開会を宣言

- ・会議録の確認：西山会長、小竹委員

次第2「議題等の確認」について、事務局に説明を求める。

【堀川センター長】

資料により説明。

【西山会長】

- ・「議題等の確認」について質疑等を求めるがなし

—令和2年度地域活動支援事業 募集要項及び審査・採択のルールについて—

【西山会長】

次第3報告(1)「令和2年度地域活動支援事業 募集要項及び審査・採択のルールについて」に入る。

前回の会議で、令和2年度の募集要項及び審査・採択のルール等について、委員から意見を出していただいた内容を資料に反映した。

高田区の令和2年度地域活動支援事業 募集要項及び審査・採択のルール等については、資料No.1～4のとおりを実施をさせていただきたい。

- ・資料について委員に質問、意見を求めるがなし
- ・資料No.1～4の案のとおりとすることを諮り、委員全員の了承を得る

—令和元年度地域活動支援事業 実績報告の検証について—

【西山会長】

次第3報告(2)「令和元年度地域活動支援事業 実績報告の検証について」に入る。

先般、令和元年度地域活動支援事業の実績報告が提出された5件について、各委員に検証をお願いしたが、委員からの意見はなかった。

- ・5件の事業について、委員からの意見等がないことから、検証結果を実施団体に通知しないこととしてよいかについて諮り、委員全員の了承を得る

令和元年度の事業完了期限は令和2年3月31日である。年度末に完了する団体が、実績報告書を提出するのはその日以降になる。現委員の任期満了は4月28日と

なっており、仮に提案団体が4月末に実績報告書を提出した場合、現委員では検証することはできない。新しい委員が検証するとなると、令和2年度の地域活動支援事業の審査もあるので大変難しい。そこで提案だが、先ほど検証した5件の後に提出され、事務処理が終わった事業結果概要書をもとにした2回目の検証依頼を3月16日の地域協議会でしたいと考えている。何か意見、指摘等があったら最後となる4月の地域協議会で検討させていただき、提案団体に意見等を伝えさせてもらいたいと思う。

- ・令和元年度地域活動支援事業実績報告の検証について、このような段取りで進めてよいかについて諮り、委員全員の了承を得る

—令和2年度以降における地域協議会だよりの配布方法について—

#### 【西山会長】

次第4議題(1)「令和2年度以降における地域協議会だよりの配布方法について」に入る。

前回の会議で高田区地域協議会としては、全戸配布を希望することを、高田地区町内会長協議会へ再度お願いに行くことに決まった。その後の経過について事務局に説明を求める。

#### 【堀川センター長】

令和2年1月20日に開催された第11回地域協議会の結果を受け、共生まちづくり課では、1月22日に、共生まちづくり課が事務局を務める上越市南地区町内会長連絡協議会の理事会終了後に、高田地区町内会長協議会の役員から残ってもらい、高田区地域協議会として、会長が再度町内会長協議会へ全戸配布のお願いについて説明をしたいので、その機会を作ってもらえないかとお願いをした。残念ながら、その場で「既に結論が出ている。」といった町内会長の意見が多く、「説明の機会は不要」との結果になったことを、共生まちづくり課から聞いた。この結果を受け、正副会長で協議し、窓口となっていた高田地区町内会長協議会長へ西山会長から電話連絡してもらい、町内会長協議会としての結論について、再度確認をした。配布いただく町内会長協議会としての意向は固いものと判断せざるをえない状況であり、

令和2年度の地域協議会だよりについては、班回覧を受け入れざるをえない状況である。

【西山会長】

今ほど事務局から説明があったが、私からも高田地区町内会長協議会長へ連絡を取り、再度、地域協議会としての考えなどについて話をさせていただいた。町内会長協議会では、令和2年度から実施予定の広報上越の月1回配布について、どのようになるのかは手探りの状態なので、その現状がどうかということを検証し、どうしても必要ということであれば、1年後に話し合いをして検討してみたらどうかということ町内会長協議会長からご提案いただいた。1年やってみて、町内会長協議会と話し合いを持っていただけるように、事務局からも次の新しい委員へ申し送りをお願いしたい。力不足で申し訳ないが、そのような結果になったことを了承いただきたいと思う。

- ・この件について委員に質問、意見を求めるがなし

—事務連絡—

【西山会長】

「事務連絡」について、事務局に説明を求める。

【堀川センター長】

- ・今後の日程

高田区地域協議会「活動報告会」：3月2日（月）午後6時30分から 高田公園  
オーレンプラザ

令和元年度第13回地域協議会：3月16日（月）午後6時30分から 高田公園  
オーレンプラザ

令和2年度第1回地域協議会：4月21日（火）午後6時30分から 高田公園  
オーレンプラザ

- ・配布物

「人口減少・少子高齢化社会における上越市の現状と課題及びこれからの取組について」（都市整備課）

「まちなか居住推進事業【高田地区】取組方針（案）及び今後の進め方（案）」（都市整備課）

上越市地域協議会委員手引き（令和2年地域協議会委員改選版）

新道区地域協議会意見書写し「地域が必要とする公の施設に関する意見書」

本日配布した資料の中に「人口減少・少子高齢化社会における上越市の現状と課題及びこれからの取組について」と「まちなか居住推進事業【高田地区】取組方針（案）及び今後の進め方（案）」があるが、これについては澁市委員から事務局に情報提供があった資料であり、正副会長と相談をして委員に配布をさせていただいた。この令和元年7月8日に配布された資料と令和元年12月25日に配布された資料は、いずれも高田地区の関係町内25町内会長を対象に都市整備課が説明した資料である。

#### 【西山会長】

3月2日、午後6時30分からの活動報告会では、地域協議会の活動報告、令和2年度地域活動支援事業、地域協議会委員改選について、それぞれ説明する予定である。澁市委員から情報提供のあった資料も皆様に配布させていただいたので、ご覧いただきたい。

#### 【澁市委員】

今ほど西山会長と事務局から説明があったのは、私の友人が高田区内にいて、会った時に「地域協議会は何をやっているのか、これを知ってるか。」と言って渡された資料である。委員に配った資料は白黒だが、町内会ではカラーで配布された。ポンチ絵が描かれてあり、将来の高田区の姿というものが掲載されている。令和元年12月25日に説明を聞いたが「知っているか。」と言われたので「全然知らない。」と答えた。本町、大町、仲町、その他を含め25町内会に対して説明したもので、内容については資料を後ほど読んでもらえれば分かると思うが、市及び高田区もそうだが、毎年1パーセント以上の割合で人口が減っている。そうすると、市街地の中はスポンジ化といって、シャッター通りとか、空き家、空き地がどんどん増えている。非常に住むのに不便になってくる。そうした場合はどうするかということで、市の都市整備課がいろいろと検討して案を作っている段階であり、関係住民の意見を取り入れようということで説明会を実施している。令和元年7月8日配布の資料には、今後の取組

についての進め方が載っているが、令和元年7月から説明会が始まり、令和2年3月までに関係する町内会に説明を行い、意見を聞いた上で、令和2年度に具体的なまちづくりの取組を検討していく。そしてモデル地区を選定するためのワークショップを行う。要するに、スカスカになった市街地をどのように開発していくか。将来もっと住みやすいまちにするにはどうしたらよいのかということ、資料のように描いている。本当にできたらいいとは思いますが、金がなくてはなかなかできないだろうと思う。私が心配するのは、地域協議会にそれらの説明もせずにやっているのではないか。私は別に責任を負っているわけではないが、友人に「高田区地域協議会は何をやっているのか。」と言われたら、何も言えなくなってしまう。この辺を皆さんに知ってもらいたいと思った。我々の任期中にこの説明を担当課から聞くのは時間的に無理だと思うので、次期委員にバトンタッチしなければいけないというのが私の意見である。

#### 【西山会長】

次期委員に対し、このようなことを今まで話し合ってきたので、引き続きお願いしたいと議論を強制することはできないが、今までこのような話があったということ、新しい委員に申し送りすることはできると思う。次期委員には、口頭で申し訳ないが申し送りをさせていただきたいと思う。現委員全員がやめるわけではないと思うので、この中から応募される方からはぜひ、先ほどの意見を頭に入れていただき、次期委員になった際は「担当課から説明を聞きたい。」ということで発言をしていただければと思う。

- ・今ほどの濫市委員からいただいた意見について、引き継ぎをさせてもらってよいかについて諮り、委員全員の了承を得る

#### 【松矢委員】

今の件だが、私の考えとしては、単なる口頭で引き継ぐのではなくて、引継書というものを作って、西山会長から次期会長宛に出すのが筋ではないかと思う。要するに4年間の活動を行ってきたわけなので、4年間の実績とか、あるいは検討したが、検討が半ばのものもあるだろうし、そういうものを含め、西山会長から次期会長に引継書を作って渡すべきではないかと思う。誰が会長になるか分からないが、単なる口頭ではなく、そうすべきではないか。

【西山会長】

第1期から第2期に入った時は、諮問案件で途中のものが残っていた。必要なものは、次期の委員で行うことになる。強制はできないと思うが、こういうことをやってきたという資料はお渡しをしているので、それにこちらの件も書かさせていただく。事務局から、それについて助言をいただければと思う。

3月9日から3月22日まで、次期地域協議会委員の募集が行われる予定である。皆様の中から引き続き委員をやりたいという方がいたら、ぜひ応募していただきたいと思う。中にはいろいろな事情で次期委員に応募できない方もいると思うが、今後も地域のことを考えていただける方がいたら、引き続き委員をやっていただきたいと思う。

【堀川センター長】

今ほどの委員募集に関連して、公募の手引きや応募書類については、南部まちづくりセンターに紙ベースで設置している。また、市ホームページからもダウンロードすることができるので、そちらを利用していただければと思う。

【松矢委員】

今の件だが、第3期の時は選任投票があった。選任投票が行われることになった場合、いつ行われるのか。市議会議員選挙と一緒に。

【堀川センター長】

そのとおり。

【松矢委員】

具体的な日はいつか。

【杉本委員】

4月26日日曜日。

【松矢委員】

選任投票が行われるかどうかはいつ分かるのか。

【宮崎委員】

公募期間の最終日である3月22日に分かる。

【西山会長】

応募者が定員を超えるか、超えないかについて、前回は市ホームページで、その日

の募集状況が毎日更新されていた。応募者がどんどん増えて、公募期間の最終日に応募結果が公表され、定員より超過している場合は、選挙管理委員会で全部引き継ぎ、応募者を対象に詳しい説明会が開かれる。ここにいる委員は全員経験されたので分かると思うが、市議会議員選挙と同様に、あのような説明会があって、4月26日の選任投票日に投票し、その日のうちに結果発表という形になる。また、定員を割り、20人に満たなかった場合には、市からは欠員分を人選してもらい、声掛けをしてももらいながら、定数20人に到達するよう進められると思う。

**【宮崎委員】**

私のところへ、市長名で案内が来た。上越商工会議所会員事業所様ということで、ぜひ応募に応じてほしいと依頼文が送られてきた。大勢応募してくれるといいと思う。

**【西山会長】**

いろいろ諸事情もあると思うが、可能な方はぜひ応募してほしい。強制はできないので、気持ちのある方はぜひ検討いただきたいと思う。

なお、次回3月の地域協議会に諮問が出される予定である。

**【澁市委員】**

高田公園の名称変更は、条例改正を伴うから、諮問が必要なのではないかな。それはいつ来るのか。

**【西山会長】**

諮問については、まだ正式に話が来ていない。少しお待ちいただきたいと思う。

**【吉田隆雄委員】**

令和2年度の観桜会ポスターが完成した。ポスター内には「高田城址公園」と記されているので、市に黙って載せているわけではないと思う。それについて決まることを分かっているながら、あのように大々的なポスターにしたのではないかなと思う。地域協議会には名称が決定したという連絡はなかったように思う。

**【西山会長】**

私のところに、その諮問が来る話は来ていない。

**【堀川センター長】**

諮問について、名称変更に伴い改正が必要な条例は「上越市都市公園条例」、「上越



市露店市場管理条例」、「上越市市民交流施設高田公園オーレンプラザ条例」の3つ。この条例の中の「高田公園」を「高田城址公園」に変更する改正については、現行の公園の整備の方針や整備計画の変更が伴うものではなく、高田区の住民に影響を及ぼす「管理の在り方」の変更ではないことから、自治・地域振興課では諮問を行うものではないと判断している。具体的に申し上げますと、「上越市都市公園条例」は、公園に施設として設けられる建築物の基準や行商、募金、興行など、公園において行う行為の制限、公園内の禁止行為、占有の場合における申請書や利用承認の書類関係、利用時間や利用料金などが定められている。今回の改正は、この条例に規定されている名称をただ単に「高田城址公園」に変更し、書き換えるものであり、諮問案件となる利用時間や休場日などは変更されない。よって、この条例についての諮問は不要ということになる。

**【西山会長】**

納得できる方、納得できない方はそれぞれいると思うが、市の考えとしてはそのような予定でいるようなので、理解していただきたいと思う。

**【澁市委員】**

市からの諮問についてだが、高田公園の名称変更のほか、市からいろいろな公共施設の利用料金の変更に関する説明もあった。これは当然条例が改正されるわけである。3月16日の地域協議会に諮問が出てくると思うが、それは市議会に上程する前なのか。市議会に上程してから地域協議会に、これでどうかという意見を聞く形になるのか。令和元年12月市議会の一般質問で、地域協議会に諮る前に市議会に提案している事例があると指摘され、私の記憶が正しいなら、市長から非常に遺憾であるとの発言があり、これからはそのようなことがないようにしたいと説明していた気がする。

**【堀川センター長】**

今ほど澁市委員が言われたのは、以前に行政改革推進課が説明したことか。

**【澁市委員】**

そのとおり。

**【堀川センター長】**

施設の統廃合については、前回の会議の事務連絡で、行政改革推進課からのスケジ

ュールを配布した。4月以降にそれらを取りまとめ、地域協議会に改めて説明に来ることになっている。

そして、公の施設の使用料については、平成27年12月議会から、「統一基準に基づく公の施設の使用料の定期的な見直しの設定」、「公の施設の指定管理者制度の導入」などは、諮問の除外事項になっているため、ご質問があった件は諮問されない。

**【杉本委員】**

要はどんどん諮問を減らしている。

**【澁市委員】**

いいことである。

**【西山会長】**

- ・事務局の説明について、他に質疑等を求めるがなし
- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 南部まちづくりセンター

TEL: 025-522-8831 (直通)

E-mail: nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。